

## 第十一章 金に対する課税

課税や生産の困難によつて、商品の価格は結局上昇する。市場価格が自然価格に一致するまでの期間は、品目の性質と、供給量をどれほど容易に減らせるかによつて決まる。もし課税された品目の供給量を減らせず、農家や帽子製造業者が資本を他業種へ移せないならば、税によって利潤が一般水準を下回つても、需要が増えない限り穀物や帽子の市場価格を引き上げて高くなつた自然価格に合わせることはできない。より有利な部門へ移るという脅しは実行不能なものと受け取られ、生産縮小による値上がりは起きない。もつとも、どの商品も程度の差こそあれ供給量は減らせるし、資本も収益の低い部門から高い部門へ移せる。供給を減らしやすい品目ほど、課税などで生産が困難になつた後の値上がりも速い。生活必需品である穀物は課税しても需要の落ち込みが小さいため、生産者が土地から資本を動かしにくくても供給過剰は長引かない。したがつて穀物の価格は課税によつて速やかに上昇し、農家は税負担を消費者に転嫁できる。

国内に金鉱があり金に課税しても、その数量が減少するまでは金の相対価値は他の財

に對して高まらない。金が専ら貨幣として用いられている場合には、このことはいつそう顯著である。地代を生まない限界鉱山は、金の相対価値が税相当分だけ上昇しなれば一般利潤率を確保できず、操業を継続できない。その結果、金の量、したがつて貨幣の量はゆつくりと減少し、ある年にはわずかに、別の年にはもう少し減り、最終的には税に比例して価値が上昇する。その間の損失は納税する鉱山主や貨幣保有者が負い、貨幣の使用者には及ばない。例えば、国内の小麦一、〇〇〇クオーラーごとに政府が将来にわたって一〇〇クオーラーを税として徴収すれば、残る九〇〇クオーラーは従来の一、〇〇〇クオーラーと同量の他の財と交換できる。金についても同様で、国内の貨幣一、〇〇〇ポンドごとに一〇〇ポンドを課税すれば、残る九〇〇ポンドの購買力は従来の九〇〇ポンドに比べてわずかに強まるにとどまる。税負担は貨幣を保有する者に生じ、課税で生産費が上昇した分に見合うだけ貨幣量が減少するまで続く。

貨幣に用いられる金属については、このことが他のどの商品よりもいつそう明確に当てはまる。衣服や食料の需要はおおむね一定の量に落ち着くが、貨幣の需要はもっぱらその価値によつて規定され、その価値はその流通量によつて決まる。たとえば金の価値が二倍になれば、流通に必要な量は半分で同じ機能を果たし、価値が半分になれば必要

### 3 第十一章 金に対する課税

量は二倍に増える。税負担や生産の困難さなどで穀物の市価が一割上昇しても、消費量に影響が生じるかは疑わしい。人々の必要は量としておおむね一定であり、購入手段さえあればこれまで通り消費するからである。これに対し貨幣の需要は価値に正比例する。人は通常の生計で必要な穀物を二倍にして食べることはできないが、同じ量の商品を売買するだけでも、二倍、三倍、さらには何倍もの量の貨幣を使わざるを得ない場合がある。

先の議論は、貴金属が貨幣として用いられ、紙による信用が確立されていない社会にのみ当てはまる。金の市場価値は他の商品と同様に最終的には生産の難易で決まるが、金は耐久性が高くその数量を減らすのが難しいため、価格は変動しにくい。貨幣として用いられるとその硬直性はいつそう強まる。例えば、取引に回っている金が一〇、〇〇〇〇オンス、製造業の年間消費が二、〇〇〇〇オンスならば、一年間供給を止めれば価値を四分の一、すなわち二五パーセントだけ引き上げられる。ところが、貨幣としての使用量が一〇〇万オントスに達している場合には、同じだけ価値を高めるのに一〇年を要する。他方、紙幣は数量を容易に減らせるため、たとえ金本位であっても、紙幣の価値は、金そのものが貨幣と無関係であつた場合に上昇する速さと同じ速さで上昇する。

もし金が一国だけで産出され、しかも世界の通貨であるならば、金に重税を課しても、製造や器具用に用いられる分を除けば各国に実質的な負担は生じない。通貨として用いられる部分については、税収が増えても負担者は現れない。これは貨幣特有の性質であり、他の希少財が嗜好や購買力によって価値が揺れるのに対し、貨幣はどの国も量を増やしたいとも増やす必要があるとも考えない類の財であり、通貨保有が一、〇〇〇万でも二、〇〇〇万でも相対的な有利さは変わらない。絹やワインの独占は流行や代替品の選好で値が下がりうるし、金も工業用途ではその影響を免れない。他方、貨幣が一般の交換媒体である限り需要は任意ではなく常に必需であり、取引での受け取りを拒めない。したがつて貨幣の価値が下がれば対外取引で通貨をいくらでも押し付けられ、上がればどれほどの減少にも応じざるを得ない。紙幣で代替することはできても、通貨量自体は減らせない。少ない貨幣で買われた国内財の流出を防ぐ唯一の手段は物価を上げることであり、その実現手段は金属貨の流入か国内での紙幣の新規発行に限られる。では、スペイン王が鉱山を独占し、貨幣が金のみという前提で金に重税を課せばどうなるか。金の自然価格は大きく上昇し、歐州における市場価格は最終的にスペイン領アメリカでの自然価格に規定され、一定量の金に対して歐州が差し出す財の量は増える。ただし、そ

## 5 第十一章 金に対する課税

の価値の上昇は生産費の上昇によつて生じる産出量の減少に見合う程度にとどまるため、アメリカで従前と同量の金は産出されず、スペイン領アメリカが輸出した金に見合つて得られる財の総量は結局変わらない。利益は、産出減によつて鉱山への投下資本が縮小し、より小さな資本で従前と同じ価値の欧洲財を輸入できる点にある。鉱山から引き揚げた資本が生む別の生産物は、税の効果による利益としてスペインにもたらされ、他のどの独占でもこれほど豊富で確実には得られないであろう。貨幣に関する限り欧洲諸国は損なわれない。保有する財の量も生活水準も同じであり、ただ流通に要する貨幣が少なくなるだけである。

課税によつて鉱山からの金の产出が現在の一〇分の一に減少しても、その一〇分の一の産出量の価値は現在の総産出量の価値と等しくなる。とはいへ、スペイン国王は貴金属の鉱山を独占的に保有していないし、仮に独占していたとしても、紙幣の普及によつて欧洲の需要と消費は抑えられ、保有による利益も課税権の力も大きく弱まる。あらゆる商品の市場価格が自然価格と一致するかどうかは、常に、供給をどれだけ容易に増減できるかに左右される。金や住宅、労働など多くのものでは、事情によつては短期の供給調整が困難である一方、帽子や靴、穀物、布のように毎年消費され再生産される品目

は、必要に応じて生産を縮小でき、コスト上昇に応じた供給の縮小は速やかに進む。

土地から得られる產物への課税は、これまで述べた通り、負担は消費者へ転嫁され、地代は変わらない。ただし、労働者の生活維持に充てられる賃金基金が目減りして賃金が下がり、人口が減少して穀物需要が縮小する場合は例外である。一方、金鉱の產出物に課税すれば、その金属の価値は上昇して需要は減少し、そこへ投じられていた資本は他の用途へ引き揚げられる。にもかかわらず、金への課税によつてスペインが前述の利益をすべて得るとしても、資本が引き揚げられた鉱山の所有者は地代をすべて失う。これは個人の損失であつて国全体の損失ではない。地代は富の移転にすぎないため、スペイン国王と操業を続ける鉱山の所有者は合わせて、解放された資本が他部門で生む利得に加え、他の所有者が失った分までも受け取る。

第一・第二・第三の鉱山が稼働しており、產出はそれぞれ金一〇〇・八〇・七〇ポンド重量、地代は第一が三〇ポンド、第二が一〇ポンドとする。各鉱山に年七〇ポンド重量の金を税として課すと、採算が取れるのは第一だけとなり、地代は直ちになくなる。課税前には、第一の產出一〇〇のうち三〇が地代であり、經營者の手取り七〇は最劣等鉱山の產出に等しかつた。したがつて鉱山第一の資本家が通常の利潤を確保するには、

税として七〇を納めた後に残る三〇の価値が従前の七〇に等しくなる必要があり、このため一〇〇全体の価値は少なくとも旧価換算で二三三三ポンドに達しなければならない。その価値はこれより高くなることはあっても、低くなることはない。低くなれば、この鉱山ですら操業されなくなるからである。金は独占的性格をもつ商品であり、価格は自然価格を上回りうるため、その超過分は地代となるが、自然価格を下回るならば鉱山には資本は投入されない。鉱山に振り向ける労働と資本を三分の一に減らしても、スペインは従前と同じかほぼ同じ量の財と交換できるだけの金を得られる。鉱山から解放される三分の二の労働と資本が生む産出の分だけ、同国は富を増やす。仮に一〇〇ポンド重量の金の価値が旧価で二五〇ポンドに等しいならば、国王の取り分七〇ポンドは旧価で一七五ポンドに当たり、国王の税のうち国内にかかる負担は小さく、その多くは資本のより良い配分によつて賄われる。

スペインの勘定は次のとおりである。

まず〈以前の生産〉としては、金二五〇ポンドが産出されており、その価値は一〇、〇〇〇ヤードの布地に相当すると仮定する。

これに対して〈現在の生産〉は、つぎの三部分から成る。第一に、鉱山を離れた二人の資本家によつて、金一四〇ポンド分の価値、すなわち五、〇〇〇ヤードの布地に相当する生産物が得られている。第二に、第一の鉱山を操業している資本家は、三〇ポンドの金を、一対二・五の割合で価値が増加するかたちで扱い、その結果、現在では三、〇〇〇ヤードの布地に相当する価値を生み出している。第三に、国王への税として支払われる七〇ポンドの金は、いまや七、〇〇〇ヤードの布地に相当する価値を持つ。これらを合算すると、スペインの現在の生産は合計一五、六〇〇ヤードの布地に相当する価値となる。

国王が受け取る七、〇〇〇のうち、スペイン国民の負担は一、四〇〇にとどまり、解放された資本によって残りの五、六〇〇は純益となる。

各鉱山ごとに課す定額ではなく、産出に一定割合の税を課す方式であれば、産出量は減少しない。仮に二分の一、三分の一、四分の一を徴収しても、所有者には最大限の生産を続ける誘因が残る。他方、数量が変わらず取り分が所有者から国王へ移るだけならば価値は上昇せず、税は植民地の住民に転嫁されるだけで追加的な利得は生じない。この税はアダム・スミスが述べた粗生産物への課税と同様の効果を及ぼし、もっぱら鉱山

の地代にかかる。税を重くすれば地代を食い尽くし、通常の資本利潤も奪う。その結果、鉱山の事業者は資本を金生産から引き揚げる。さらに税を重くすれば優良鉱山の地代まで吸い上げ、資本流出が進み、供給は持続的に減少し、価値は上昇する。その結果、前述の現象が再現し、税の一部はスペイン植民地の住民が負担し、残りは流通手段としての金の購買力上昇という、あたかも新たな産出があつたかのような効果として現れる。

金への課税には、実際に流通している金の量に課すものと鉱山からの毎年の産出に課すものの二種がある。いずれも数量を減らし価値を押し上げる方向に働くが、数量が縮小するまでは価値は上昇しない。したがって、供給が細るまでは当面は貨幣の保有者が負担し、その後は鉱山主が地代の減少として負担し、さらに通貨以外の用途で享樂のために金を買う人が価格上昇として最終的な負担を負う。